

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成30年6月11日開会

熊本県南小国町

平成30年度南小国町農業委員会6月総会

1. 開催日時 平成30年6月11日(月)午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (9人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
4番 下 城 孔志郎 委員	5番 佐 藤 竹 良 委員
6番 村 上 文 秋 委員	7番 河 津 篤 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員
10番 武 田 時 吉 委員	
4. 欠席委員 (1人)

3番 松 崎 久美子 委員

5. 会議録署名委員の指名 (5番委員、7番委員)
6. 議案第 11 号 農地法各条関係審議について
7. 議案第 12 号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について
8. 議案第 13 号 非農地証明願について
9. 議案第 号 その他
10. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎
事務局職員 佐藤 亮

○会長

おはようございます。
それでは6月の農業委員会総会をただ今から行います。
本日は松崎久美子委員が欠席しておりますが定数に達しておりますので総会は成立しております。
まず日程第1、会議録署名委員の指名をこちらからさせていただきます。
5番佐藤竹良委員。7番河津 篤委員よろしく願いいたします。

議案第11号 農地法各条関係審議について

日程第2、「議案第11号 農地法各条関係審議について」を上程いたします。

○事務局長

事務局からの説明をお願いいたします。
はい。1ページをお願いいたします。

【議案第11号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

2ページをお願いいたします。
本日の3条関係は2件となっておりますが、2件の譲受人が同一であるため連続してご説明申し上げます。

受付番号1 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。地目が田で、面積が783㎡の1筆となっております。理由としまして譲受人の経営規模拡大のためでございます。

続きまして受付番号2 譲渡人(〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。地目が畑。面積1,060㎡。理由は同じく譲受人の経営規模拡大のためでございます。次のページの3ページに位置図。それと本日お配りしました現況写真をあわせてご覧いただければと思います。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる、許可要件のすべてを充たしていると考えております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。
続きましてこの案件は、1号、2号とも譲受人が〇〇〇〇氏ということで、同一案件でありますので同時に審議を進めたいと思います。
担当地区委員の説明をお願いします。

(4番委員手をあげる。)

4番。下城委員。

○4番委員

はい。先日推進委員の本田高幹さんと役場の担当の佐藤さんと一緒に現場確認に行っていました。

ざっくりばらんな話を申し上げて、これが将来的にどうなるかと。今所有権移転の3条関係には該当しないというようなことで、今の現段階においてですね、これについての問題はないというふうなことで思いました。

ただ将来にわたって如何なものかということについては、正直なところ若干の不安が残る部分もあることは事実であります。ただ現段階においては本人も田か畑か農作業にその土地を利用するというので申請が出ておりますので、現在のところはこれで了解するしかないのかな、というのが本田さんと私と一緒にいろんなお話をした結果であります。

よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

○会長

はい。ありがとうございます。

ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(9番委員手をあげる)

9番 武田時吉委員。

○9番委員

はい。所有権移転についてはですね問題はないと思われませんが、譲受人の経営規模拡大のため。とありますが、私が心配しているのはですね、資材置き場としてですね利用するんじゃないかと思われま。それは違法ではないのですか。これにはどう対応するんですか。お願いします。

○会長

はい。現段階ではですね、今担当地区委員からの懸念の話もあったわけですが、現状ではですね、譲受人は規模拡大ということで農地として活用するというので申請が出ております。将来的にはですね、こういう案件については農業委員会としてもですね農地パトロール等で常時確認していく必要があるかと考えております。

事務局他に何かフォローとかありますか。

○事務局

はい。事務局のほうから回答させていただきたいと思えます。

まず1点目ですけれども、将来の利用に不安があるという4番下城委員からのご指摘ですけれども、3条許可するにあたりまして、3条許可後はですね3年間以上自ら耕作することが目安となっております。耕作していない場合はですね、改善指導の対象となりますので、先ほど会長からお話がありましたように、農地パトロール等で現地を確認して利用意向調査を行いましてですね、その説明を求めることになるかと思えます。

場合によってはですね、即時で改善指導の対象になるかと思えますので、その場合はこちらの方から指導を行うというところがございます。

もう一つ、違法ではないかという10番武田委員のご質問なんですけれども、先ほど事務局長のほうから説明があったんですけれども、農地法第3条第2項各号の要件を充たす各号というのが、農地の利用をきちんと行うこととかですね、あと下限面積要件とかそういった要件が7号までございまして現時点でどれにも触れていないという状況ですので、この許可自体はですね

違法性はないという判断をしております。

以上です。

○会長

はい。10番武田時吉委員よろしいですか。

○10番委員

はい。その説明納得しました。

○会長

他に質問等ございませんでしょうか。

ありませんか。

将来的には心配なこともあると思いますが、現時点ではですね農地法の3条の2項各号に該当しないということでございますので充たしていると思っております。

他に質問ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見がありましたので、採決に移りたいと思います。

受付番号1、2について一括で採決を行いたいと思います。

それでは原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、受付番号1、2共に許可することに決定をいたします。

議案第12号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の

決定について

続きまして、「議案第12号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。4ページをお願いいたします。

【議案第12号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード30021 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。住所 大字○○○○○○○○。利用権の設定をする者 ○○○○氏相続人代表 ○○○○氏。住所 大字○○○○○○○○。利用権を設定する土地としまして、大字満願寺字○○○○○○○-○。現況地目は田で、面積982㎡。設定する利用権は利用内容が野菜で、期間が30年6月1日から35年5月31日までの5年間。利用権、法律関係はいずれも賃借権となっております。

次に、同じく〇〇〇〇－〇。現況地目 田。面積1,415㎡。設定する利用権は先ほどと同一ですので省略させていただきます。同じく〇〇〇〇〇〇－〇。現況地目 田。面積659㎡。設定する利用権については先ほどと同じとなっております。続きまして同じく〇〇〇〇－〇。現況地目 田。面積298㎡。設定する利用権は利用内容が牧草で、30年6月1日から35年5月31日までの5年間。利用権、法律については同じく賃貸借となっております。続きまして同じく〇〇〇〇－〇。現況地目 田。面積434㎡。設定する利用権については先ほどと同一となっております。

利用権設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、〇〇〇〇氏。年齢62歳。農作業従事日数250日となっております、詳細については以下のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

受付コード 30022 登録区分 新規です。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。南小国町大字〇〇〇〇〇〇。

利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。南小国町大字〇〇〇〇〇〇。利用権の設定をする土地 大字中原字〇〇〇〇〇〇－〇。現況地目 田。面積877㎡。設定する利用権は、利用内容は水稻。30年6月1日から35年5月31日までの5年間。利用権、法律につきましては、使用貸借権のみでございます。一部資料がわかりにくいかと思っておりますので②の方だけでよろしくをお願いいたします。同じく〇〇〇〇－〇。現況地目 田。面積801㎡。設定する利用権につきましては先ほどと同一となっておりますので省略させていただきます。同じく〇〇〇〇。現況地目 畑。面積921㎡。利用内容が野菜。30年6月1日から35年5月31日までの5年間。利用権の種類は使用貸借のみでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等としまして、本田高幹氏。年齢67歳。農作業従事日数250日。他詳細は以下のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

受付コード 30023 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。住所 南小国町大字〇〇〇〇〇〇－〇。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。住所 南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇〇。利用権を設定する土地は大字満願寺〇〇〇〇〇〇。現況地目が田。面積429㎡。設定する利用権は利用内容は水稻で30年6月1日から33年5月31日までの3年間。利用権、法律につきましてはいずれも賃貸借となっております。続きまして同じく〇〇〇〇。現況地目 畑。面積4,072㎡。設定する利用権につきましては先ほどと同じとなっております。続きまして、又〇〇〇〇。現況地目 畑。面積62㎡。設定する利用権につきましては先ほどと同じとなっております。続きまして、同じく〇〇〇〇。現況地目 田。面積1,768㎡。設定する利用権につきましても先ほどと同様

となっております。
利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、〇〇〇〇氏。
年齢は後程提示させていただきます。農作業従事日数250日となっております。
まして、詳細は以下のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○会長 　　ただ今事務局から案件3件について説明がございました。
この件について質問等はございませんでしょうか。

（事務局手をあげる）

はい。事務局。

○事務局長 　先ほどの受付コード30023 〇〇〇〇氏の年齢は59歳となっております。

○会長 　　はい。質問等ございませんでしょうか。

（2番委員手をあげる）

2番佐藤省市委員。

○2番委員 　2番目のですね〇〇〇〇ですね、これは4,072㎡でしょう。そんなに
田んぼがどこかあったかなあと思って。どこ辺ですか。

（事務局手をあげる）

はい。事務局。

○事務局 　　はい。場所はですね、ちょっと特定がですね、ここというのが地図上で特
定するというのが難しくですね、というのが、地籍が終わっていないところ
になるので、この面積も当時の面積を引き継いでいますので、実際の現場
の面積と若干違う部分はあるかな。と思います。

農家台帳に記載されている筆の情報をこちらに記載させていただいてい
ますので、地籍が終わっていないところについてはですね、面積の正確性と
いうのはちょっとないかな。というところがございます。

○会長 　　よろしいですか。

○2番委員 　はい。わかりました。

○会長 　　他に質問ございませんでしょうか。

ありませんか。

（ありません。の声あり）

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思
います。3件とも一括で採決をしたいと思います。

この利用権設定の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。全員挙手でありますので、この3件については決定することにいた
します。この件については南小国町長へ報告をいたすことといたします。

議案第13号 非農地証明願について

続きまして「議案第13号 非農地証明願について」上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。8ページをお願いいたします。

【議案第13号 非農地証明願について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

非農地証明関係 受付番号1

申請者(〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字中原〇〇〇〇〇-〇。台帳地目畑。現況地目 山林。面積1, 117㎡の1筆でございます。申請の理由としまして、昭和27年10月20日以前からの山林となっているため。と記載しておりますけれども、現状が山林となっておりまして長年の経過が経過しているかと考えております。杉の直径から、林齢から推測しまして昭和19年に植林されたものと推察されるものでございます。それを踏まえ、非農地証明事務処理要領によりまして、証明書を交付することは妥当と考えているものでございます。場所につきましては次のページ、それと本日お配りしました現況写真となっております。

説明は以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から非農地証明願についての説明がございました。

この件について担当地区委員の説明をお願いいたします。

(4番委員手をあげる。)

4番。下城委員。

○4番委員

ここにつきましては、先ほどと一緒に同じですが、推進委員の本田高幹さんと一緒に現場の確認をしてみました。写真にもありますとおり、もう60年を超えた杉等が立っておりまして、この非農地の証明書の申請につきまして問題はないかな、というふうに思いますので、ご審議方よろしく願います。

○会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質問ございませんでしょうか。

もう写真のとおり長年ですね、杉が植わっているような状況でございますので、今回、非農地証明願が出たものと考えております。

質問ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思います。

非農地証明の受付番号1について証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、非農地証明を交付することに決定をいた

します。
以上で議案については終わりましたけれども、その他何かございませんでしょうか。
ないようでありますので、本日の総会は終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成30年6月11日

南小国町農業委員会会長

署名委員 5番委員

署名委員 7番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚